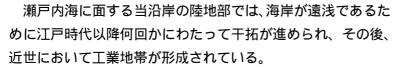
序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1.燧灘沿岸の概要

燧灘沿岸は、愛媛県高縄半島先端の錨掛ノ鼻から香川県荘内 半島先端の三崎に至る瀬戸内海に面した沿岸で、四国の陸地部 としまなみ海道が渡る島しょ部に大きく区分される。多島美を 誇る沿岸西部の島しょ部周辺と風光明媚な海岸線が残される 沿岸東部の荘内半島周辺は、それぞれ瀬戸内海国立公園の指定 を受けている。



一方、今治市の桜井海岸や志島ヶ原海岸、観音寺市の有明海岸など、「日本の渚 100 選」や「日本の白砂青松 100 選」に選ばれる美しい砂浜海岸も多く、カブトガニ繁殖地や加茂川河口西干潟、有明浜の砂丘植生など豊かな自然も多く残されている。また、こうした砂浜海岸を中心に、海水浴などのレクリエーション活動も盛んな地域である。

変化に富んだ多島海特有の美しい景観を有している島しょ 部は、タイやヒラメなど高級魚の産地となっているなど漁業が 盛んな地域であるとともに、歴史的な海上交通の要所であるこ とから、村上水軍に関わる歴史的文化財が多く残されている。 また、近年開通した「しまなみ海道」により交通環境は飛躍的 に向上しており、この整備効果と豊かな自然を活かした観光振 興が進められている。

台風等による被害は比較的少ないものの、高潮偏差が大きいため、高潮による浸水被害の危険性は高い。

また、沿岸一帯の地層は沖積層が大半を占めるため、地震時における液状化の発生が予想されるが、津波による浸水の危険性は少ない。

このように、燧灘沿岸は豊かな自然と文化が残され、産業・レクリエーションが活発な地域であるが、高潮による浸水被害の危険性が高い地域も多い。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防災対策の強化が必要な地域である。



しまなみ海道



桜井海岸



海水浴



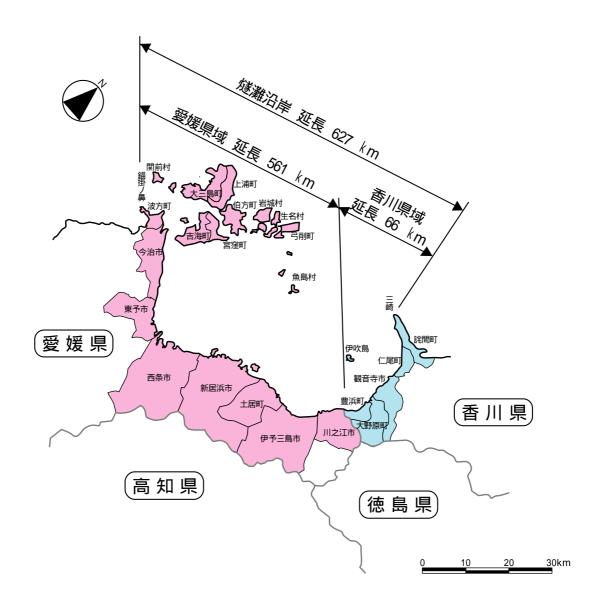
荷内海岸



有明海岸

2. 燧灘沿岸の区域

燧灘沿岸の区域は下記のとおりで、愛媛県と香川県にまたがる7市12町4村である。



愛媛県 : 川之江市、伊予三島市、土居町、新居浜市、西条市、東予市、今治市、 波方町、関前村、大三島町、上浦町、吉海町、宮窪町、伯方町、岩城村、 生名村、弓削町、魚島村、

香川県 : 詫間町、仁尾町、観音寺市、大野原町、豊浜町

3. 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

愛媛県と香川県では、「 安全で豊かな ふれあいを育む海岸づくり 」を両県共通の「燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

安全で豊かな ふれあいを育む海岸づくり

【 防護面での基本方針 】

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮や侵食の危険性が高い地域など緊急に防護が必要な箇所から計画的に整備を進めていく。

また、貴重な自然砂浜が残されている地域や侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、現状の砂浜の保全・維持に取り組む。

さらに、地震による液状化対策等においては、ハード面の対応だけでは限界があることから、住民意識の向上や避難体制、情報伝達体制づくり等を含め、ソフトの面からの対策にも取り組む。

【 環境面での基本方針 】

海峡や多島海独特の自然景観を有するとともに、カブトガニの繁殖地や貴重な鳥類の飛来地として知られる加茂川河口西干潟が現存するなど、瀬戸内の貴重な自然環境が残されており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承していく。

【 利用面での基本方針 】

「しまなみ海道」を含め、瀬戸内の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や 観光振興等にも配慮するとともに、海岸利用のルールづくりやマナー啓発により、 適正な海岸利用を促進する。

また、地域産業の拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図り つつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。

第1編 燧灘沿岸海岸保全基本計画(愛媛県域)



愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念



愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、

『人にも自然にも 愛がある えひめの海岸づくり』

を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。 愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必 要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。

整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。

また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。

第1章 海岸の保全に関する事項

1.海岸の防護に関する事項

防護面での基本方針

・計画的な高潮対策の推進

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮による浸水の危険性が高い地域など緊 急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

・災害に強い地域づくりの推進

海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを推進する。特に、津波や液状化対策については、ハード面の対策だけでは限界があり、住民意識の向上や避難体制、情報伝達体制づくりなども含め、ソフトの面からの対策にも取り組む。

・総合的な侵食対策の推進

貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂 浜の保全・維持に努めていく。また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な 土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理を推進していくため、関連機関との連携を図る。

< 海岸防護の目標 >

防護すべき地域

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、 土地等に被害が発生すると想定された区域。

高潮(越波)に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域。

侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を 保全・維持する必要が認められた区域。

津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域。

地震による液状化・地盤沈下に対しては、過去に液状化あるいは地盤沈下の履歴がある、 あるいはそういった地盤変動が発生した場合の浸水区域。

防護水準

高潮(越波)

・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた 想定外力に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

侵食

・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。

津波

・東南海・南海地震規模の地震が発生するとして想定した津波に対して、一定の施設整備を 目標とする。

液状化・地盤沈下

- ・地震による液状化の危険性が高い海岸では、地盤データから想定される地盤変動量に対し 防護可能な施設の整備を目標とする。
- ・地震による地盤沈下の危険性が高い海岸では、過去の地盤沈下の履歴から想定される沈下 量に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

施設の整備には限界があるため、避難体制や情報伝達体制などのソフト対策との併用により 防護することを目標とする。

2.海岸環境の整備及び保全に関する事項

環境面での基本方針

・優れた自然環境の保全

燧灘沿岸域は、島しょ部や今治市から東予市にかけての沿岸西部を中心として瀬戸内海国立公園に指定されている他、数多くの風光明媚な天然海岸が残され、カブトガニの繁殖地や愛媛県内最大級の加茂川河口西干潟など優れた自然環境を有している。

こうした周辺の自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション(回避・最小化・代償措置)の 視点からの施設整備に取り組む。

・関連機関等との連携による広域的な取組

沿岸域の環境を守るためには、美しい砂浜など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点が必要である。

そのため、関連機関や関連部署及び地元市町村、地元住民との連携強化を図る。

・事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。

・保全活動の推進と支援

優れた海岸環境は、次世代に継承していくべき重要な財産であるが、これらの保全のためにはゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が必要不可欠である。

現在行われている海岸里親制度等の活動をさらに拡大、推進し、こうした活動へ支援や参加しやすい仕組みづくりに取り組む。

3.海岸における公衆の適正な利用に関する事項

利用面での基本方針

・多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり

海岸は生活の場、交通運輸の場など様々な利用がなされている。このためレクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、それぞれの海岸の利用形態に配慮した海岸づくりに取り組む。

・安全で快適な海岸づくり

利用頻度の高い海岸では、防護面での安全性の確保や自然環境の保護とともに、必要に応じて水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸利用の増進に役立つ施設の整備など、来 訪者をはじめ地域住民にとって安全で快適な海岸づくりにも配慮する。

・適正な海岸利用の推進

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。

第2章 海岸保全施設整備に関する事項

県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、燧灘沿岸の海岸から、今後概ね20年の間に海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。

本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。

また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。

1.海岸保全施設を整備しようとする区域

防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、高潮対策・侵食対策・施設改良の必要性や背後地の重要度を検討して整備しようとする区域を抽出し、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

2.海岸保全施設の種類、規模及び配置

抽出した整備対象海岸における整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置について は、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

3.海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理 表の受益の規模及びその状況の欄に示す。

整備対象海岸整理表

_ ≖	佣刈豕/母杆笠	シエルく						
NO.	海 岸 名	地区名	所 管	関係市町村	保全 延長 (m)	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受	益地及びその状況
2	二名漁港海岸	-	水産	川之江市	347	100m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、	集落(点在)・鉄道
5	中之庄海岸	-	国土(河)	伊予三島市	2,940	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、	集落(点在)・鉄道
7	寒川海岸	-	国土(河)	伊予三島市	3,398	400m区間で突堤、潜堤、養浜、護岸の 整備を行う。	約15ha、	集落(点在)・鉄道・農 地(連担)
11	東宮海岸	-	国土(河)	土居町	1,061	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、	県道・農地(連担)
12	八日市海岸	-	農村	土居町	2,573	300m区間で樋門改修、消波工の整備を 行う。	約10ha、	地域生活を支える農地
14	蕪崎天満海岸	-	国土(河)	土居町	2,569	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	地域生活を支える農地
19	荷内海岸	-	国土(河)	新居浜市	473	400m区間で離岸堤、突堤の整備を行 う。	約15ha、	集落(点在)・県道
20	荷内西海岸	-	国土(河)	新居浜市	1,142	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・県道
21-2	新居浜港海岸	東港地区	国土(港)	新居浜市	(12640)	450m区間で面的防護対策を検討及び離 岸堤の整備を行う。	約10ha、	市道・農地(連担)
21-3	新居浜港海岸	黒島地区	国土(港)	新居浜市	(12640)	300m区間で護岸、消波の整備を行う。	約20ha、	工業地帯等
22-1	垣生漁港海岸	垣生地区	水産	新居浜市	1,392	240m区間で護岸等の機能強化を検討。	約2ha、	集落(点在)・市道
22-2	垣生漁港海岸	長岩地区	水産	新居浜市	1,128	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(連担)
24	沢津海岸	-	国土(河)	新居浜市	2,948	1,600m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約50ha、	集落(連担)・県道
25	沢津漁港海岸	-	水産	新居浜市	228	80m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(連担)・県道
26	大島海岸	-	農村	新居浜市	6,555	1,500m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約10ha、	農地 (連担)
27	大島 (大島)漁港 海岸	-	水産	新居浜市	2,152	200m区間で面的防護対策を検討 。	約5ha、	集落(連担)・市道・公 共施設(小学校)
29-4	東予港海岸	神拝地区	国土(港)	西条市	(11976)	2,600m区間で護岸改良、水門の整備を 行う。	約500ha、	地域生活を支える農地・ 工業地帯
29-6	東予港海岸	今在家地区	国土(港)	東予市	(17361)	1,500m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約200ha、	工業地帯等・農地(連 担)
29-7	東予港海岸	北条地区	国土(港)	東予市	(17361)	1,300m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約250ha、	農地(連担)・工業地帯 等
29-8	東予港海岸	大新田地区	国土(港)	東予市	(17361)	2,000m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約100ha、	集落(連担)・農地(連 担)・工業地帯等
29-9	東予港海岸	河原津地区	国土(港)	東予市	(17361)	800m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約30ha、	集落(連担)・国道・農 地(点在)
30	三芳海岸	-	農村	東予市	2,150	2,000m区間で波高低減対策と護岸等の 機能強化を検討。	約75ha、	地域生活を支える農地・ 集落(点在)
31	楠河西海岸	-	農村	東予市	1,564	1,200m区間で波高低減対策を検討 。	約70ha、	農地 (連担)
33	沖浦海岸	-	国土(河)	今治市	4,163	2,000m区間で波高低減対策を検討。	約30ha、	集落(点在)・農地(点 在)
35	桜井海岸	-	国土(河)	今治市	408	150m区間で面的防護対策を検討。	約3ha、	市道
37	古国分海岸	-	国土(河)	今治市	1,575	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(連担)
38	富田海岸	-	国土(河)	今治市	3,975	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(連担)・市道
39-1	今治港海岸	大新田地区	国土(港)	今治市	(6892)	1,400m区間で護岸等の機能強化を検討 及び離岸堤、突堤、養浜等の整備を行 う。	約30ha、	集落(連担)・国道
39-2	今治港海岸	片原地区	国土(港)	今治市	(6892)	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、	広範囲の人家連担地域・ 国道
		i					•	

NO.	海岸名	地 区 名	所 管	関係市町村	保全 延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受	・ 益地及びその状況
39-3	今治港海岸	蔵敷地区	国土(港)	今治市	(6892)	1,200m区間で護岸等の機能強化を検討 及び堤防の整備を行う。	約100ha、	広範囲の人家連担地域・ 国道
39-4	今治港海岸	鳥生地区	国土(港)	今治市	(6892)	1,000m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約50ha、	集落(連担)・県道
39-5	今治港海岸	富田地区	国土(港)	今治市	(6892)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約30ha、	集落(連担)・県道
43	波止浜海岸	-	国土(河)	今治市	7,969	1,000m区間で護岸等の機能強化を検 討。	約50ha、	集落(連担)・国道
44	比岐島海岸	-	農村	今治市	530	200m区間で面的防護対策を検討。	約20ha、	集落(点在)・農地(点 在)
47	小島海岸	1	農村	今治市	2,320	500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約40ha、	町道・農地(連担)
52	波方港海岸	1	国土(港)	波方町	1,425	230m区間で胸壁の整備を検討。	約20ha、	集落(連担)・県道
53	波方漁港海岸	-	水産	波方町	1,017	200m区間で波高低減対策を検討。	約4ha、	集落(点在)・県道
54	江戸泊海岸	-	農村	波方町	1,744	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、	町道・農地(連担)
55	西浦北海岸	-	国土(河)	波方町	788	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・町道・農 地(点在)
56	西浦海岸	-	国土(河)・ 農村	波方町	710	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	集落(点在)・県道・農 地(点在)
58	森上海岸	-	国土 (河)・ 農村	波方町	346	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・県道
59	馬刀潟海岸	-	農村	波方町	1,588	300m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、	集落(点在)・県道
61	槇の前海岸	-	農村	関前村	4,124	1,000m区間で護岸等の機能強化と面的 防護対策を検討。	約30ha、	村道・農地(点在)
63	フキ谷海岸	1	農村	関前村	2,044	90m区間で消波の整備を行う。	約1ha、	県道・農地(連担)
64	岡村港海岸	-	国土(港)	関前村	874	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	県道
67	小大下漁港海岸	1	水産	関前村	1,011	420m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・県道
70	大下島海岸	ı	農村	関前村	5,742	1,200m区間で護岸等の機能強化を検討 及び消波の整備を行う。	約10ha、	村道・農地(連担)
72	甲口海岸	-	国土 (河)・ 農村	大三島町	2,721	500m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、	集落(点在)・県道・農 地(点在)
73	宗方海岸	-	農村	大三島町	3,618	800m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、	県道・農地(点在)
76	浦戸海岸	-	農村	大三島町	3,605	400m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、	農地 (点在)
82	台海岸	-	国土(河)	大三島町	1,948	400m区間で面的防護対策を検討。	約30ha、	集落(点在)・県道・農 地(連担)
86	大見港海岸	-	国土(港)	大三島町	338	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	県道
87	鏡大の浜海岸	-	国土 (河)・ 農村	大三島町	4,618	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	農地 (点在)
90	肥海海岸	-	農村	大三島町	2,547	900m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、	農地(連担)・県道
91	肥島海岸	-	農村	大三島町	2,848	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	農地 (点在)
93	大横島海岸	-	農村	大三島町	4,854	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	農地 (点在)
96	盛漁港海岸	-	水産	上浦町	1,135	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	県道
102	瀬戸海岸	-	農村	上浦町	955	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	国道・農地(点在)

NO.	海岸名	地区名	所 管	関係市町村	保全 延長 (m)	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受	益地及びその状況
105	出走海岸	-	国土(河)	上浦町		300m区間で波高低減対策を検討 。	約10ha、	集落 (点在)・県道・農 地 (点在)
106	下坂海岸	-	国土 (河)・ 農村	上浦町	2,745	300m区間で消波の整備を行う。	約10ha、	県道・農地(点在)
107	平草海岸	-	国土 (河)・ 農村	吉海町	2,005	400m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約10ha、	集落(点在)・県道・農 地(点在)
117	丸山海岸	-	国土(河)	吉海町	2,692	100m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約5ha、	県道・農地(点在)
118-2	吉海港海岸	本庄地区	国土(港)	吉海町	(5660)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・県道・農 地(点在)
118-3	吉海港海岸	幸地区	国土(港)	吉海町	(5660)	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	県道
119	福田海岸	-	国土(河)	吉海町	520	100m区間で波高低減対策を検討。	約1ha、	県道
123-1	田浦北海岸	-	国土(河)	吉海町	1,029	100m区間で護岸の整備を行う。	約3ha、	集落(点在)・県道
131	宮窪漁港海岸	-	水産	宮窪町	2,915	320m区間で面的防護対策を検討。	約70ha、	集落(点在)
133	友浦海岸	-	農村	宮窪町	5,370	800m区間で護岸等の機能強化と面的防 護対策を検討。	約10ha、	町道・農地(点在)
137	見近島海岸	-	農村	宮窪町	1,655	100m区間で面的防護対策を検討。	約1ha、	農地 (点在)
144	前浜港海岸	-	国土(港)	伯方町	1,843	400m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約10ha、	集落(連担)・県道
152	古江海岸	-	国土 (河)	伯方町	5,000	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	集落(連担)・県道
153	古江港海岸	-	国土(港)	伯方町	2,852	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、	集落(連担)・町道
156	池海辺海岸	-	国土 (河)・ 農村	伯方町	2,169	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	農地 (点在)
158-2	伯方港海岸	木之浦地区	国土(港)	伯方町	(3111)	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	集落(連担)
162	道下海岸	-	国土 (河)・ 農村	伯方町	2,394	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、	集落(点在)・国道・農 地(点在)
163	枝越港海岸	-	国土(港)	伯方町	1,671	400m区間で護岸、突堤、潜堤、養浜、遊歩道、植栽、安全情報伝達施設の整備を行う。	約10ha、	集落(点在)・国道
165	菰隠海岸	-	農村	岩城村	2,072	350m区間で離岸堤、護岸の整備を行う。	約5ha、	集落(点在)・町道・公 共施設(小学校、保育 所)
166	西部海岸	-	国土(河)	岩城村	1,200	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	集落(点在)・県道
169	二又海岸	-	農村	岩城村	1,425	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	農地 (点在)
170	小漕港海岸	-	国土(港)	岩城村	400	100m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約3ha、	集落(点在)
171	獺越細浜海岸	-	国土 (河)・ 農村	岩城村	1,873	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	村道・農地(連担)
173	掛の浦海岸	-	国土(河)	岩城村	1,709	500m区間で護岸の整備を行う。	約5ha、	集落(点在)・県道
174	暮坂海岸	-	国土(河)	岩城村	442	50m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	集落(点在)
175	船越海岸	-	農村	岩城村	2,387	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(点在)・農地(連 担)
176	赤穂根島西部海岸	-	農村	岩城村	1,375	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	村道・農地(連担)
177	赤穂根島東部海岸	-	国土 (河)・ 農村	岩城村	5,698	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、	村道・農地(連担)
178	津波島海岸	-	国土 (河)・ 農村	岩城村	4,473	500m区間で護岸等の機能強化と面的防 御対策を検討。	約5ha、	集落 (点在)・農地 (点 在)

NO.	海岸名	地 区 名	所 管	関係市町村	保全 延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受	益地及びその状況
179	後新開海岸	-	国土(河)	生名村	` ′	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、	集落(連担)・村道・農 地(点在)
181	生名北海岸	-	国土 (河)・ 農村	生名村	1,910	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	農地(連担)
185	生名南部海岸	-	農村	生名村	3,954	900m区間で波高低減対策を検討及び養 砂の整備を行う。	約15ha、	村道・農地(連担)
186	平内島海岸	-	農村	生名村	2,087	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	農地(連担)
187	鶴島海岸	-	農村	生名村	1,709	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、	農地(連担)
188	上弓削海岸	-	国土(河)	弓削町	3,469	900m区間で離岸堤、突堤の整備を行 う。	約15ha、	集落(連担)・県道
191	島尻海岸	-	農村	弓削町	1,960	500m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、	農地(連担)
192	上弓削東海岸	-	農村	弓削町	3,800	400m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、	集落(点在)・県道・農 地(点在)
196-4	弓削港海岸	佐島地区	国土(港)	弓削町	(5893)	200m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、	県道
197	佐島東海岸	-	農村	弓削町		800m区間で護岸等の機能強化と波高低 減対策を検討。	約10ha、	集落(点在)・町道・農 地(連担)
202	魚島海岸	-	国土 (河)・ 農村	魚島村	888	200m区間で面的防御対策を検討。	約3ha、	村道・集落(点在)
204	魚島南海岸	-	農村	魚島村	1,300	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、	村道・農地(点在)
	合 計 海岸数:				253,004	49,780		

